

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                 |
|-------|--------------------------------------|
| 38    | 自立支援給付費(自立支援医療費を除く)の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、自立支援給付費(自立支援医療費を除く)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県岩国市長

## 公表日

令和5年7月28日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 自立支援給付費(自立支援医療費を除く)の支給に関する事務  |
| ②事務の概要                   | ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき障害福祉サービス等を利用する障害者等に対し、自立支援給付費の支給を行っている。<br>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。<br>①利用者世帯の世帯構成確認<br>②収入状況の把握(市民税課税状況、生活保護関係)による利用者負担額等算出、支給決定<br>③異動、喪失等の変更確認 |
| ③システムの名称                 | 保健福祉総合システム、住記・税システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 自立支援給付費支給情報ファイル          |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の84の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号 別表第二の108の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第55条   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 障害者支援課  |
| ②所属長の役職名                 | 障害者支援課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| —                        |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号<br>岩国市 総務部 総務課<br>TEL:0827-29-5031   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号<br>岩国市 福祉部 障害者支援課<br>TEL:0827-29-2522  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年3月31日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年3月31日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |  |  |
|---|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>  |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>                 |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span> |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |  |  |
| 実施の有無   | [ ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発   |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明      |
|------------|---|---|--|------|----------------|
| 平成28年6月30日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か            | 平成27年3月31日 時点   | 平成28年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 平成28年6月30日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 平成27年3月31日 時点   | 平成28年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 平成29年3月31日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署            | ①高齢障害課  | ①障害者支援課  | 事前   | 人事異動などに伴う変更    |
| 平成29年3月31日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長           | ②高齢障害課長 藤本 浩志   | ②障害者支援課長 小玉 陽造   | 事前   | 人事異動などに伴う変更    |
| 平成29年3月31日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ            | 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号<br>岩国市 健康福祉部 高齢障害課<br>TEL:0827-29-5074 | 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号<br>岩国市 健康福祉部 障害者支援課<br>TEL:0827-29-5074                                   | 事前   | 人事異動などに伴う変更    |
| 平成29年6月30日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か            | 平成28年3月31日 時点   | 平成29年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 平成29年6月30日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 平成28年3月31日 時点   | 平成29年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 平成30年6月29日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か            | 平成29年3月31日 時点   | 平成30年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 平成30年6月29日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 平成29年3月31日 時点   | 平成30年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 平成31年3月29日 | I -5-②所属長の役職名                                 | 障害者支援課長 小玉 陽造   | 障害者支援課長  | 事後   | 様式の変更によるもの     |
| 平成31年3月29日 | IV リスク対策                                      |   | IVリスク対策の追加記載   | 事後   | 様式の変更によるもの     |
| 令和1年6月28日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第7項 別表第二の108の項 主務省令第55条                                      | 番号法第19条第7項 別表第二の108の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第55条 | 事後   | 記載内容の見直しによるもの  |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明      |
|-----------|--|--|---|------|----------------|
| 令和1年6月28日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                   | 平成30年3月31日 時点  | 平成31年3月31日 時点   | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 令和1年6月28日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者<br>数は500人以上か | 500人以上   | 500人未満  | 事後   | 記載誤りによる変更      |
| 令和1年6月28日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                   | 平成30年3月31日 時点  | 平成31年3月31日 時点   | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 令和2年6月30日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                   | 平成31年3月31日 時点  | 令和2年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 令和2年6月30日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                   | 平成31年3月31日 時点  | 令和2年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 令和3年9月1日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                       | 行政手続における特定の個人を識別するための<br>番号の利用等に関する法律(平成25年法律<br>第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別<br>表第一の84の項                                 | 行政手続における特定の個人を識別するための<br>番号の利用等に関する法律(平成25年法律<br>第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項<br>別表第一の84の項                                 | 事後   | 記載誤りによる変更      |
| 令和3年9月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシ<br>ステムによる情報連携<br>②法令上の根拠    | 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 行<br>政手続における特定の個人を識別するための<br>番号の利用等に関する法律別表第二の主務省<br>令で定める事務及び情報を定める命令(平成26<br>年内閣府・総務省令第7号)第55条 | 番号法第19条第8号 別表第二の108の項<br>行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律別表第二の主<br>務省令で定める事務及び情報を定める命令(平<br>成26年内閣府・総務省令第7号)第55条 | 事後   | 番号法改正による変更     |
| 令和3年9月1日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                   | 令和2年3月31日 時点   | 令和3年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 令和3年9月1日  | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                   | 令和2年3月31日 時点   | 令和3年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 令和4年7月29日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                   | 令和3年3月31日 時点   | 令和4年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 令和4年7月29日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                   | 令和3年3月31日 時点   | 令和4年3月31日 時点  | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 令和5年7月28日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取<br>扱いに関する問合せ<br>連絡先        | 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番<br>51号<br>岩国市 健康福祉部 障害者支援課<br>TEL:0827-29-5074   | 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番<br>51号<br>岩国市 福祉部 障害者支援課<br>TEL:0827-29-2522  | 事後   | 組織見直しによる変更     |

| 変更日       | 項目                                | 変更前の記載       | 変更後の記載       | 提出時期 | 提出時期に係る説明      |
|-----------|-----------------------------------|--------------|--------------|------|----------------|
| 令和5年7月28日 | Ⅱ しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和4年3月31日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |
| 令和5年7月28日 | Ⅱ しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和4年3月31日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後   | しきい値調査の実施による変更 |